

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前			
別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（略）  （削る。）	別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（略）  2（令和2年度措置に係るもの）			
	<u>利子助成 対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成 対象期間</u>	<u>対象融 資枠</u>
	<u>(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</u>	<u>最長18年間</u>	<u>28億円 （注3）</u>
	<u>(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条</u>		

	<u>第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者</u>	<u>最長18年間</u> <u>(注2)</u>	<u>2億円</u> <u>(注3)</u>

<u>興対策等)</u>	<u>に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る

対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

(削る。)

3 (令和3年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間	対象融 資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復旧・復興対策)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注3)
(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの		

<u>金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）</u>	<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3</u>	<u>最長18年間</u> <u>（注2）</u>	<u>1億円</u> <u>（注3）</u>

	<u>月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

(削る。)

4 (令和4年度措置に係るもの)

<u>利子助成 対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成 対象期間</u>	<u>対象融 資枠</u>
<u>(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</u>	最長18年間	9億円 (注3)
<u>(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会</u>		

	<u>社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策等)</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の</u>	<u>最長18年間</u> <u>(注2)</u>	<u>1億円</u> <u>(注3)</u>

	<u>利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

(削る。)

5 (令和5年度措置に係るもの)

<u>利子助成 対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成 対象期間</u>	<u>対象融 資枠</u>
<u>(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</u>	<u>最長18年間</u>	<u>9億円 (注3)</u>
<u>(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別</u>		

	<u>表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策等)</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代</u>	<u>最長18年間</u> <u>(注2)</u>	<u>1億円</u> <u>(注3)</u>

	<u>化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

6（令和6年度措置に係るもの）

(削る。)

<u>利子助成 対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成 対象期間</u>	<u>対象融 資枠</u>
<u>(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</u>	<u>最長18年間</u>	<u>9億円 (注3)</u>
<u>(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネ</u>		

	<u>の資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策等)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金(いずれも農業を営</u>	<u>最長18年間</u> <u>(注2)</u>	<u>1億円</u> <u>(注3)</u>

	<u>む者に融資するものに限る。)</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする(被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を対象として融通されるものを除く。)
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする(ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。)
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

2 (令和7年度措置に係るもの)

利子助成	対象要件	利子助成	対象融
------	------	------	-----

7 (令和7年度措置に係るもの)

利子助成	対象要件	利子助成	対象融
------	------	------	-----

対象資金		対象期間	資枠
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	9億円 <u>(注2)</u>
(6) 農業近代化資金 (農業経営復旧・復興対策)	(略)	最長18年間	1億円 <u>(注2)</u>
(7) (略)	(略)		

(注)

1 (略)  
(削る。)

2 (略)

3 (令和8年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復)	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注2)

対象資金		対象期間	資枠
(1)～(5) (略)	(略)	(略)	9億円 <u>(注3)</u>
(6) 農業近代化資金 (農業経営復旧・復興対策等)	(略)	最長18年間 <u>(注2)</u>	1億円 <u>(注3)</u>
(7) (略)	(略)		

(注)

1 (略)

2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする(ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない)。

3 (略)

8 (令和8年度措置に係るもの)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金(農業経営復)	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 (注2)

旧・復興対策)			
(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの		

旧・復興対策)			
(2) 農林漁業施設資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前		

化資金(農業経営復旧・復興対策)	間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金(いずれも農業を営む者に融資するものに限る。)	最長18年間	1億円(注2)
(7) 農業経営負担軽減支援資	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、都道府県の利子補給		

化資金(農業経営復旧・復興対策)	までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金(農業経営復旧・復興対策)	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金(いずれも農業を営む者に融資するものに限る。)	最長18年間	1億円(注2)
(7) 農業経営負担軽減支援資	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、都道府県の利		

金（農業経営復旧・復興対策）	承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		
----------------	-------------------------------------	--	--

（注）

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱（令和8年4月1日付け7農産第5031号農林水産事務次官依命通知）第5第1項第3号に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 （略）

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
  - （1）令和元年度に融通されたもの
    - ①～⑫ （略）

（削る。）

金（農業経営復旧・復興対策）	子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		
----------------	--	--	--

（注）

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする。
- 2 （略）

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
  - （新設）
    - ①～⑫ （略）

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの

・資金の種類（以下同じ。）

- （1）農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）
- （2）農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）

- (主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕)
- (3) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）  
(主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害(※1)〕)
- (4) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）  
(主務大臣指定施設〔特別振興事業（立ち上がり支援(※2)〕)
- (5) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）  
(主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化（※3）（立ち上がり支援）、産業動物診療施設〕)
- (6) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）  
(主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化（一般）、農山漁村経営改善対策事業〕)
- (7) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）  
(主務大臣指定施設〔特別振興事業（新規分野等挑戦事業）〕)
- (8) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）  
(災害復旧)
- (9) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）  
(補助〔都道府県営、水資源機構営〕)
- (10) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）  
(補助〔団体営〕)
- (11) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）  
(非補助一般)
- (12) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）  
(非補助・利子軽減(※4))

(13) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）

(14) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	13年以下	0.10%
(2)、(3)、(8)、 (13)	28年以下	0.10%
(4)、(9)		0.25%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.10%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

⑭ 令和2年4月20日から令和2年5月17日までの間に融通  
されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅

(削る。)

(削る。)

(1)	9年以下	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%
	10年を超え11年以下	0.18%
	11年を超え13年以下	0.20%
(2)、(3)、(8)、 (13)	9年以下	0.16%
	9年を超え10年以下	0.17%
	10年を超え11年以下	0.18%
	11年を超え28年以下	0.20%
(4)、(9)		0.35%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.20%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

⑮ 令和2年5月18日から令和2年6月17日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
-------	------	----------------

(削る。)

<u>(1)</u>	<u>11年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>11年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
	<u>13年を超え28年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 3 5 %</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0. 2 0 %</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「中」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「低」の場合 <u>0. 4 0 %</u>

⑩ 令和2年6月18日から令和2年7月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
--------------	-------------	-------------------

(削る。)

<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 8 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 8 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
	<u>13年を超え28年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 3 5 %</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 2 0 %</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分 が 「高」の場合 2. 0 0 % 「中」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 4 0 %</u>

⑰ 令和2年7月20日から令和2年8月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
--------------	-------------	------------------------

<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 8 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 8 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0. 2 2 %</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>0. 2 4 %</u>
	<u>15年を超え28年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 4 5 %</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 3 0 %</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分 が 「高」の場合 2. 0 0 % 「中」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 4 0 %</u>

(削る。)

⑱ 令和2年8月20日から令和2年9月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 1 7 %</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 2 0 %</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0. 2 2 %</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>0. 2 5 %</u>
	<u>15年を超え28年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 4 5 %</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 3 0 %</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「中」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「低」の場合 <u>0. 4 0 %</u>

(削る。)

⑱ 令和2年9月18日から令和2年10月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.21%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>0.25%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合

		<u>0.40%</u>
--	--	--------------

(削る。)

⑳ 令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.20%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0.22%</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>0.24%</u>
<u>15年を超え28年以下</u>	<u>0.30%</u>	
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u>

(削る。)

		「中」の場合 <u>2.00%</u>
		「低」の場合 <u>0.40%</u>

② 令和2年11月18日から令和2年12月17日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	10年以下	<u>0.16%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.17%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.19%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.21%</u>
(2)、(3)、(8)、 (13)	10年以下	<u>0.16%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.17%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.19%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.21%</u>
	13年を超え14年以下	<u>0.23%</u>
	14年を超え15年以下	<u>0.25%</u>
(4)、(9)		<u>0.45%</u>
	(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)	<u>0.30%</u>
(7)		成功判定区分 が

(削る。)

		「高」の場合 2.00%
		「中」の場合 2.00%
		「低」の場合 0.40%

② 令和2年12月18日から令和3年1月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	10年以下 10年を超え11年以下 11年を超え12年以下 12年を超え13年以下	0.16% 0.17% 0.18% 0.20%
(2)、(3)、(8)、 (13)	10年以下 10年を超え11年以下 11年を超え12年以下 12年を超え28年以下	0.16% 0.17% 0.18% 0.20%
(4)、(9)		0.35%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.20%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合

(削る。)

		<u>2.00%</u> 「中」の場合
		<u>2.00%</u> 「低」の場合
		<u>0.40%</u>

②③ 令和3年1月19日から令和3年2月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>11年以下</u> <u>11年を超え12年以下</u> <u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.16%</u> <u>0.17%</u> <u>0.19%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>11年以下</u> <u>11年を超え12年以下</u> <u>12年を超え13年以下</u> <u>13年を超え28年以下</u>	<u>0.16%</u> <u>0.17%</u> <u>0.19%</u> <u>0.20%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.35%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.20%</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分 が 「高」の場合 2.00%</u>

(削る。)

		「中」の場合 <u>2.00%</u>
		「低」の場合 <u>0.40%</u>

②④ 令和3年2月19日から令和3年3月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u> <u>10年を超え11年以下</u> <u>11年を超え12年以下</u> <u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.16%</u> <u>0.17%</u> <u>0.19%</u> <u>0.21%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u> <u>10年を超え11年以下</u> <u>11年を超え12年以下</u> <u>12年を超え13年以下</u> <u>13年を超え14年以下</u> <u>14年を超え15年以下</u> <u>15年を超え28年以下</u>	<u>0.16%</u> <u>0.17%</u> <u>0.19%</u> <u>0.21%</u> <u>0.23%</u> <u>0.25%</u> <u>0.30%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分 が</u>

		「高」の場合 <u>2.00%</u>
		「中」の場合 <u>2.00%</u>
		「低」の場合 <u>0.40%</u>

(削る。)

㊸ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	<u>0.16%</u>
	8年を超え9年以下	<u>0.17%</u>
	9年を超え10年以下	<u>0.19%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.21%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.23%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.25%</u>
(2)、(3)、(8)、 (13)	8年以下	<u>0.16%</u>
	8年を超え9年以下	<u>0.17%</u>
	9年を超え10年以下	<u>0.19%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.21%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.23%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.25%</u>
(4)、(9)		<u>0.45%</u>
(5)、(6)、		<u>0.30%</u>

(削る。)

<u>(10)、(11)、 (12)、(14)</u>		
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

⑳ 令和3年4月1日から令和3年4月18日までの間に融通  
されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.25%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.23%</u>

(削る。)

	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え28年以下	0.30%
(4)、(9)		0.45%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.30%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

⑳ 令和3年4月19日から令和3年5月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	9年以下	0.16%
	9年を超え10年以下	0.18%
	10年を超え11年以下	0.19%
	11年を超え12年以下	0.21%
	12年を超え13年以下	0.23%
(2)、(3)、(8)、 (13)	9年以下	0.16%
	9年を超え10年以下	0.18%

	10年を超え11年以下	0. 1 9 %
	11年を超え12年以下	0. 2 1 %
	12年を超え13年以下	0. 2 3 %
	13年を超え28年以下	0. 3 0 %
<u>(4)、(9)</u>		0. 4 5 %
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		0. 3 0 %
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 2. 0 0 % 「中」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 4 0 %

(削る。)

⑳ 令和3年5月19日から令和3年6月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	9年以下	0. 1 6 %
	9年を超え10年以下	0. 1 7 %
	10年を超え11年以下	0. 1 8 %
	11年を超え12年以下	0. 2 0 %
	12年を超え13年以下	0. 2 2 %

(削る。)

<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.22%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>14年を超え28年以下</u>	<u>0.30%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

⑳ 令和3年6月18日から令和3年7月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
--------------	-------------	------------------------

<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0. 16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 22%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0. 16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 22%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0. 24%</u>
	<u>14年を超え28年以下</u>	<u>0. 30%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 45%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0. 30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 00%</u> 「中」の場合 <u>2. 00%</u> 「低」の場合 <u>0. 40%</u>

(削る。)

③⑩ 令和3年7月19日から令和3年8月18日までの間に融通

されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0. 16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 18%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 22%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0. 16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 18%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 22%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0. 24%</u>
<u>14年を超え28年以下</u>	<u>0. 30%</u>	
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 00%</u> 「中」の場合 <u>2. 00%</u> 「低」の場合

(削る。)

		<u>0.40%</u>
--	--	--------------

③① 令和3年8月19日から令和3年9月20日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.19%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>13年を超え28年以下</u>	<u>0.20%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.35%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0.20%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分が「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u>

(削る。)

		「低」の場合 <u>0.40%</u>
--	--	------------------------

③② 令和3年9月21日から令和3年10月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.20%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>12年を超え28年以下</u>	<u>0.20%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.35%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0.20%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合

(削る。)

		<u>0.40%</u>
--	--	--------------

③③ 令和3年10月18日から令和3年11月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.21%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>0.25%</u>
<u>15年を超え28年以下</u>	<u>0.30%</u>	
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分 が</u>

		「高」の場合 <u>2.00%</u>
		「中」の場合 <u>2.00%</u>
		「低」の場合 <u>0.40%</u>

(削る。)

③④ 令和3年11月18日から令和3年12月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	<u>0.16%</u>
	8年を超え9年以下	<u>0.17%</u>
	9年を超え10年以下	<u>0.18%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.20%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.22%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.24%</u>
(2)、(3)、(8)、 (13)	8年以下	<u>0.16%</u>
	8年を超え9年以下	<u>0.17%</u>
	9年を超え10年以下	<u>0.18%</u>
	10年を超え11年以下	<u>0.20%</u>
	11年を超え12年以下	<u>0.22%</u>
	12年を超え13年以下	<u>0.24%</u>
(4)、(9)		<u>0.45%</u>
(5)、(6)、		<u>0.30%</u>

<u>(10)、(11)、 (12)、(14)</u>		
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

(削る。)

③⑤ 令和3年12月20日から令和4年1月19日までの間に融通  
されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.23%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>13年を超え28年以下</u>	<u>0.30%</u>

<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

(削る。)

⑳ 令和4年1月20日から令和4年2月20日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.23%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.19%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

	12年を超え13年以下	0. 2 3 %
	13年を超え14年以下	0. 2 5 %
	14年を超え28年以下	0. 3 0 %
(4)、(9)		0. 4 5 %
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0. 3 0 %
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2. 0 0 % 「中」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 4 0 %

③⑦ 令和4年2月21日から令和4年3月17日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	0. 1 6 %
	8年を超え9年以下	0. 1 8 %
	9年を超え10年以下	0. 2 0 %
	10年を超え11年以下	0. 2 2 %
	11年を超え12年以下	0. 2 4 %
	12年を超え13年以下	0. 3 0 %

(削る。)

<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.22%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>12年を超え28年以下</u>	<u>0.30%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.45%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0.30%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

⑳ 令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
--------------	-------------	-------------------

<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0. 18%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0. 21%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0. 23%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 25%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0. 35%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 17%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0. 18%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0. 20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0. 21%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0. 23%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0. 25%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0. 35%</u>
	<u>13年を超え16年以下</u>	<u>0. 45%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>0. 50%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 65%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 50%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 00%</u> 「中」の場合 <u>2. 00%</u>

(削る。)

		「低」の場合 <u>0.40%</u>
--	--	------------------------

③⑨ 令和4年4月1日から令和4年4月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.25%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>13年を超え16年以下</u>	<u>0.45%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.25%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>13年を超え16年以下</u>	<u>0.45%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.65%</u>

(削る。)

<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.50%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

④⑩ 令和4年4月18日から令和4年5月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0.21%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>8年を超え12年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>12年を超え15年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>15年を超え18年以下</u>	<u>0.50%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0.21%</u>

	7年を超え8年以下	0.24%
	8年を超え12年以下	0.35%
	12年を超え15年以下	0.45%
	15年を超え28年以下	0.50%
(4)、(9)		0.65%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.50%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

(削る。)

④ 令和4年5月18日から令和4年6月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	0.25%
	8年を超え11年以下	0.35%
	11年を超え14年以下	0.45%
	14年を超え18年以下	0.50%
(2)、(3)、(8)、	8年以下	0.25%

(削る。)

<u>(13)</u>	<u>8年を超え11年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>11年を超え14年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>14年を超え28年以下</u>	<u>0.50%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.65%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.50%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

⑫ 令和4年6月20日から令和4年7月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.16%</u>
	<u>5年を超え6年以下</u>	<u>0.17%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>0.18%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.23%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.25%</u>

	<u>10年を超え13年以下</u> <u>13年を超え16年以下</u> <u>16年を超え18年以下</u>	<u>0. 3 5 %</u> <u>0. 4 5 %</u> <u>0. 5 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>5年以下</u> <u>5年を超え6年以下</u> <u>6年を超え7年以下</u> <u>7年を超え8年以下</u> <u>8年を超え9年以下</u> <u>9年を超え10年以下</u> <u>10年を超え13年以下</u> <u>13年を超え16年以下</u> <u>16年を超え28年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u> <u>0. 1 7 %</u> <u>0. 1 8 %</u> <u>0. 2 0 %</u> <u>0. 2 3 %</u> <u>0. 2 5 %</u> <u>0. 3 5 %</u> <u>0. 4 5 %</u> <u>0. 5 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 6 5 %</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>0. 5 0 %</u>
<u>(7)</u>		<u>成功判定区分</u> <u>が</u> <u>「高」の場合</u> <u>2. 0 0 %</u> <u>「中」の場合</u> <u>2. 0 0 %</u> <u>「低」の場合</u> <u>0. 4 0 %</u>

(削る。)

⑬ 令和4年7月19日から令和4年8月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.25%</u>
	<u>8年を超え11年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>11年を超え14年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>0.60%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.25%</u>
	<u>8年を超え11年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>11年を超え14年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>0.60%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.75%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.60%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合

(削る。)

		<u>0.40%</u>
--	--	--------------

④ 令和4年8月19日から令和4年9月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.22%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>15年を超え18年以下</u>	<u>0.50%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>8年を超え9年以下</u>	<u>0.22%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>10年を超え13年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>15年を超え28年以下</u>	<u>0.50%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.65%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.50%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合

		<u>2.00%</u>
		「中」の場合
		<u>2.00%</u>
		「低」の場合
		<u>0.40%</u>

(削る。)

④⑤ 令和4年9月20日から令和4年10月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>8年を超え12年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>14年を超え17年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>0.60%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.20%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0.24%</u>
	<u>8年を超え12年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>14年を超え17年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>0.60%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.75%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.60%</u>

(削る。)

<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「中」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「低」の場合 <u>0. 4 0 %</u>
------------	--	--

④⑥ 令和4年10月20日から令和4年11月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>7年以下</u> <u>7年を超え10年以下</u> <u>10年を超え12年以下</u> <u>12年を超え15年以下</u> <u>15年を超え17年以下</u> <u>17年を超え18年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u> <u>0. 3 5 %</u> <u>0. 4 5 %</u> <u>0. 5 5 %</u> <u>0. 6 5 %</u> <u>0. 7 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>7年以下</u> <u>7年を超え10年以下</u> <u>10年を超え12年以下</u> <u>12年を超え15年以下</u> <u>15年を超え17年以下</u> <u>17年を超え28年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u> <u>0. 3 5 %</u> <u>0. 4 5 %</u> <u>0. 5 5 %</u> <u>0. 6 5 %</u> <u>0. 7 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0. 8 5 %</u>

(削る。)

<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.70%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

⑭ 令和4年11月18日から令和4年12月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.75%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.65%</u>

(削る。)

	15年を超え17年以下	0.75%
	17年を超え28年以下	0.80%
(4)、(9)		0.95%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.80%
(7)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「中」の場合 2.00% 「低」の場合 0.40%

④⑧ 令和4年12月19日から令和5年1月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	0.30%
	8年を超え11年以下	0.35%
	11年を超え13年以下	0.45%
	13年を超え15年以下	0.55%
	15年を超え17年以下	0.65%
	17年を超え18年以下	0.70%
(2)、(3)、(8)、	8年以下	0.30%

(削る。)

<u>(13)</u>	<u>8年を超え11年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>0.70%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.85%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.70%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

④⑨ 令和5年1月19日から令和5年2月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
--------------	-------------	------------------------

<u>(1)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0.40%</u>
	<u>6年を超え9年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>9年を超え12年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>0.80%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0.40%</u>
	<u>6年を超え9年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>9年を超え12年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>0.80%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.95%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.80%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u> 「低」の場合 <u>0.40%</u>

(削る。)

⑤⑩ 令和5年2月20日から令和5年3月19日までの間に融通

されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>12年以下</u>	<u>0. 6 0 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 6 5 %</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0. 7 5 %</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0. 8 5 %</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>0. 9 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>12年以下</u>	<u>0. 6 0 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 6 5 %</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0. 7 5 %</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0. 8 5 %</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>0. 9 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 0 5 %</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0. 9 0 %</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「中」の場合 <u>2. 0 0 %</u> 「低」の場合 <u>0. 4 0 %</u>

(削る。)

㊦ 令和5年3月20日から令和5年3月31日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1.00%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>1.00%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.15%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1.00%</u>
<u>(7)</u>		成功判定区分 が 「高」の場合 <u>2.00%</u> 「中」の場合 <u>2.00%</u>

		「低」の場合 0.40%
--	--	-----------------

(削る。)

② 令和5年4月1日から令和5年4月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え18年以下	1.00%
(2)、(3)、(8)、 (13)	10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え28年以下	1.00%
(4)、(9)		1.15%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		1.00%

(削る。)

③ 令和5年4月19日から令和5年5月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	12年以下	0.45%
	12年を超え14年以下	0.55%
	14年を超え16年以下	0.65%
	16年を超え18年以下	0.70%
(2)、(3)、(8)、 (13)	12年以下	0.45%
	12年を超え14年以下	0.55%
	14年を超え16年以下	0.65%
	16年を超え28年以下	0.70%
(4)、(9)		0.85%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		0.70%

㊦ 令和5年5月18日から令和5年6月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	0.35%
	8年を超え10年以下	0.45%
	10年を超え12年以下	0.55%
	12年を超え14年以下	0.65%
	14年を超え16年以下	0.75%
	16年を超え18年以下	0.80%
(2)、(3)、(8)、 (13)	8年以下	0.35%
	8年を超え10年以下	0.45%

(削る。)

	10年を超え12年以下	0. 5 5 %
	12年を超え14年以下	0. 6 5 %
	14年を超え16年以下	0. 7 5 %
	16年を超え28年以下	0. 8 0 %
<u>(4)、(9)</u>		0. 9 5 %
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		0. 8 0 %

㊦ 令和5年6月19日から令和5年7月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
<u>(1)</u>	6年以下	0. 3 0 %
	6年を超え9年以下	0. 3 5 %
	9年を超え11年以下	0. 4 5 %
	11年を超え13年以下	0. 5 5 %
	13年を超え15年以下	0. 6 5 %
	15年を超え18年以下	0. 7 0 %
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	6年以下	0. 3 0 %
	6年を超え9年以下	0. 3 5 %
	9年を超え11年以下	0. 4 5 %
	11年を超え13年以下	0. 5 5 %
	13年を超え15年以下	0. 6 5 %
	15年を超え28年以下	0. 7 0 %
<u>(4)、(9)</u>		0. 8 5 %

(削る。)

<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.70%</u>
--	--	--------------

⑤ 令和5年7月20日から令和5年8月20日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.30%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>12年を超え15年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>0.70%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.30%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>12年を超え15年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>0.70%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.85%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.70%</u>

(削る。)

⑥ 令和5年8月21日から令和5年9月18日までの間に融通

されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0.30%</u>
	<u>6年を超え9年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>0.80%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0.30%</u>
	<u>6年を超え9年以下</u>	<u>0.35%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0.45%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>0.80%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>0.95%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>0.80%</u>

(削る。)

㊦ 令和5年9月19日から令和5年10月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>

(削る。)

(1)	8年以下	0.45%
	8年を超え10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え18年以下	1.00%
(2)、(3)、(8)、 (13)	8年以下	0.45%
	8年を超え10年以下	0.55%
	10年を超え11年以下	0.65%
	11年を超え13年以下	0.75%
	13年を超え15年以下	0.85%
	15年を超え17年以下	0.95%
	17年を超え28年以下	1.00%
(4)、(9)		1.15%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		1.00%

㊦ 令和5年10月19日から令和5年11月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
-------	------	----------------

(削る。)

<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.55%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>18年を超え28年以下</u>	<u>1.10%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.25%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>1.10%</u>

㊦ 令和5年11月20日から令和5年12月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
--------------	-------------	-------------------

(削る。)

<u>(1)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1.20%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>9年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>9年を超え10年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>14年を超え15年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>1.20%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.35%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>1.20%</u>

㊦ 令和5年12月18日から令和6年1月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>

(削る。)

<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.70%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1.10%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.70%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>1.10%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.25%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>1.10%</u>

㊦ 令和6年1月18日から令和6年2月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>10年以下</u>	<u>0.60%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>0.95%</u>

(削る。)

	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1. 0 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、(13)</u>	<u>10年以下</u> <u>10年を超え12年以下</u> <u>12年を超え13年以下</u> <u>13年を超え15年以下</u> <u>15年を超え17年以下</u> <u>17年を超え28年以下</u>	<u>0. 6 0 %</u> <u>0. 6 5 %</u> <u>0. 7 5 %</u> <u>0. 8 5 %</u> <u>0. 9 5 %</u> <u>1. 0 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 1 5 %</u>
<u>(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)</u>		<u>1. 0 0 %</u>

㊦ 令和6年2月20日から令和6年3月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>7年以下</u> <u>7年を超え9年以下</u> <u>9年を超え10年以下</u> <u>10年を超え12年以下</u> <u>12年を超え14年以下</u> <u>14年を超え15年以下</u>	<u>0. 5 0 %</u> <u>0. 5 5 %</u> <u>0. 6 5 %</u> <u>0. 7 5 %</u> <u>0. 8 5 %</u> <u>0. 9 5 %</u>

(削る。)

	15年を超え17年以下	1.05%
	17年を超え18年以下	1.10%
(2)、(3)、(8)、 (13)	7年以下	0.50%
	7年を超え9年以下	0.55%
	9年を超え10年以下	0.65%
	10年を超え12年以下	0.75%
	12年を超え14年以下	0.85%
	14年を超え15年以下	0.95%
	15年を超え17年以下	1.05%
	17年を超え28年以下	1.10%
(4)、(9)		1.25%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		1.10%

㊦ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	8年以下	0.60%
	8年を超え10年以下	0.65%
	10年を超え12年以下	0.75%
	12年を超え14年以下	0.85%
	14年を超え16年以下	0.95%
	16年を超え18年以下	1.05%
(2)、(3)、(8)、	8年以下	0.60%

(削る。)

<u>(13)</u>	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>18年を超え28年以下</u>	<u>1.10%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.25%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1.10%</u>

⑥ 令和6年4月1日から令和6年4月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.60%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.60%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>

(削る。)

	14年を超え16年以下	0.95%
	16年を超え18年以下	1.05%
	18年を超え28年以下	1.10%
<u>(4)、(9)</u>		1.25%
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		1.10%

㊦ 令和6年4月18日から令和6年5月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
<u>(1)</u>	8年以下	0.55%
	8年を超え10年以下	0.65%
	10年を超え11年以下	0.75%
	11年を超え13年以下	0.85%
	13年を超え15年以下	0.95%
	15年を超え17年以下	1.05%
	17年を超え18年以下	1.10%
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	8年以下	0.55%
	8年を超え10年以下	0.65%
	10年を超え11年以下	0.75%
	11年を超え13年以下	0.85%
	13年を超え15年以下	0.95%
	15年を超え17年以下	1.05%
	17年を超え28年以下	1.10%

(削る。)

<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 25%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 10%</u>

㊦ 令和6年5月20日から令和6年6月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 60%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1. 20%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 60%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>1. 20%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 35%</u>

(削る。)

<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 20%</u>
--	--	---------------

㊦ 令和6年6月19日から令和6年7月18日までの間に融通  
されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>16年を超え17年以下</u>	<u>1. 35%</u>
<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1. 40%</u>	
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え12年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>16年を超え17年以下</u>	<u>1. 35%</u>
<u>17年を超え28年以下</u>	<u>1. 40%</u>	

(削る。)

<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 55%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 40%</u>

㊦ 令和6年7月19日から令和6年8月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0. 70%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1. 35%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>6年以下</u>	<u>0. 70%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1. 35%</u>
	<u>18年を超え28年以下</u>	<u>1. 40%</u>

(削る。)

<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 55%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 40%</u>

⑩ 令和6年8月20日から令和6年9月18日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 70%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 35%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 70%</u>
	<u>5年を超え7年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 35%</u>

(削る。)

	16年を超え28年以下	1.40%
(4)、(9)		1.55%
(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)		1.40%

⑦ 令和6年9月19日から令和6年10月20日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率 の軽減幅
(1)	7年以下	0.65%
	7年を超え9年以下	0.75%
	9年を超え11年以下	0.85%
	11年を超え12年以下	0.95%
	12年を超え14年以下	1.05%
	14年を超え16年以下	1.15%
	16年を超え17年以下	1.25%
(2)、(3)、(8)、 (13)	7年以下	0.65%
	7年を超え9年以下	0.75%
	9年を超え11年以下	0.85%
	11年を超え12年以下	0.95%
	12年を超え14年以下	1.05%
	14年を超え16年以下	1.15%
	16年を超え17年以下	1.25%
	17年を超え28年以下	1.30%

(削る。)

<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 4 5 %</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 3 0 %</u>

㊦ 令和6年10月21日から令和6年11月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 6 0 %</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>0. 6 5 %</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 7 5 %</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0. 8 5 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 9 5 %</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 0 5 %</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1. 1 5 %</u>
	<u>17年を超え18年以下</u>	<u>1. 2 0 %</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 6 0 %</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>0. 6 5 %</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 7 5 %</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0. 8 5 %</u>
	<u>12年を超え13年以下</u>	<u>0. 9 5 %</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 0 5 %</u>
	<u>15年を超え17年以下</u>	<u>1. 1 5 %</u>
	<u>17年を超え28年以下</u>	<u>1. 2 0 %</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 3 5 %</u>

(削る。)

<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 20%</u>
--	--	---------------

㊦ 令和6年11月18日から令和6年12月17日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>0. 75%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0. 85%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>0. 95%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1. 05%</u>
	<u>13年を超え15年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>15年を超え16年以下</u>	<u>1. 25%</u>
<u>16年を超え28年以下</u>	<u>1. 30%</u>	
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 45%</u>
<u>(5)、(6)、</u>		<u>1. 30%</u>

(削る。)

<u>(10)、(11)、 (12)、(14)</u>		
---------------------------------	--	--

㊦ 令和6年12月18日から令和7年1月20日までの間に融通  
されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.35%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.40%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.35%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>1.40%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.55%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1.40%</u>

(削る。)

㊦ 令和7年1月21日から令和7年2月19日までの間に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.35%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.40%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>7年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>7年を超え9年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>9年を超え11年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.35%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.55%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1.40%</u>

(削る。)

㊧ 令和7年2月20日から令和7年3月18日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1.35%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.45%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.50%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>5年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>5年を超え8年以下</u>	<u>1.05%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1.15%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1.25%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1.35%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1.45%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>1.50%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.65%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1.50%</u>

⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通  
されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率 の軽減幅</u>

<u>(1)</u>	<u>6年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 45%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 55%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 65%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1. 70%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>6年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 45%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 55%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 65%</u>
	<u>16年を超え28年以下</u>	<u>1. 70%</u>
<u>(4)、(9)</u>		<u>1. 85%</u>
<u>(5)、(6)、 (10)、(11)、 (12)、(14)</u>		<u>1. 70%</u>

(2) 令和7年度に融通されたもの

①～⑬ (略)

(3) 令和8年度に融通されたもの

① (略)

(※1) ～ (※4) (略)

(新設)

㉘～㉚ (略)

(新設)

㉙ (略)

(※1) ～ (※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策〉

a 令和元年度に融通されたもの

(削る。)

(削る。)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

(新設)

① 平成31年4月1日から平成31年4月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0. 20%</u>	<u>14年以下</u>	<u>0. 16%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>14年を超え</u>	<u>0. 18%</u>	
	<u>15年以下</u>	<u>0. 20%</u>	
	<u>15年を超え</u>		
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 20%</u>	<u>0. 20%</u>	<u>0. 20%</u>

② 平成31年4月18日から令和元年5月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 20%	13年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	13年を超え 14年以下	0. 18%	
	14年を超え 15年以下	0. 19%	
	15年を超え 18年以下	0. 20%	

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 20%	0. 20%	0. 20%

③ 令和元年5月20日から令和元年6月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>

(削る。)

0. 20%	11年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	11年を超え	0. 17%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 18%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 19%	
	14年以下		
14年を超え	0. 20%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%	0. 20%

④ 令和元年6月19日から令和元年7月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅

0. 20%	12年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	12年を超え	0. 17%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 18%	
	14年以下		
	14年を超え	0. 19%	
	15年以下		
15年を超え	0. 20%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%	0. 20%

① 平成31年4月1日から令和元年7月18日までの間に融通されたもの

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%	0. 20%

② 令和元年7月19日から令和元年8月19日までの間に融通されたもの  
(削る。)

(新設)

⑤ 令和元年7月19日から令和元年8月19日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.08%</u>	<u>0.08%</u>	<u>0.08%</u>

- ③ 令和元年8月20日から令和元年9月18日までの間に融通されたもの  
(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.08%</u>	<u>18年以下</u>	<u>0.08%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.08%</u>	<u>0.08%</u>	<u>0.08%</u>

(新設)

- ⑥ 令和元年8月20日から令和元年9月18日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0.07%	0.07%	0.07%

- ④ 令和元年9月19日から令和元年10月20日までの間に融通されたもの  
(削る。)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.07%	18年以下	0.07%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0.07%	0.07%	0.07%

(新設)

- ⑦ 令和元年9月19日から令和元年10月20日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>

- ⑤ 令和元年10月21日から令和元年11月17日までの間に融通されたもの  
(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.02%</u>	<u>18年以下</u>	<u>0.02%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>

(新設)

- ⑧ 令和元年10月21日から令和元年11月17日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.06%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.06%</u>

- ⑥ 令和元年11月18日から令和元年12月17日までの間に融通されたもの  
(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.06%</u>	<u>18年以下</u>	<u>0.06%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.06%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.06%</u>

(新設)

- ⑨ 令和元年11月18日から令和元年12月17日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.09%</u>	<u>0.09%</u>	<u>0.09%</u>

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.09%</u>	<u>18年以下</u>	<u>0.09%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.09%</u>	<u>0.09%</u>	<u>0.09%</u>

(新設)

- ⑩ 令和元年12月18日から令和2年1月20日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 20%	13年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	13年を越え 14年以下	0. 17%	
	14年を越え 15年以下	0. 18%	
	15年を越え 18年以下	0. 20%	

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 20%	0. 20%	0. 20%

(削る。)

⑪ 令和2年1月21日から令和2年2月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>

0. 20%	10年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を越え	0. 17%	
	11年以下		
	11年を越え	0. 18%	
	12年以下		
	12年を越え	0. 19%	
	13年以下		
13年を越え	0. 20%		
	28年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%	0. 20%

⑦ 令和元年12月18日から令和2年2月19日までの間に融通されたもの

財政融資 資金金利	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%	0. 20%

⑧ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの  
(削る。)

(新設)

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 1 0 %</u>	<u>0. 1 0 %</u>	<u>0. 1 0 %</u>

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0. 1 0 %</u>	<u>18年以下</u>	<u>0. 1 0 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>貸付金利水準</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 1 0 %</u>	<u>0. 1 0 %</u>	<u>0. 1 0 %</u>

(新設)

(削る。)

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.10%</u>	<u>18年以下</u>	<u>0.10%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.10%</u>	<u>0.10%</u>

(削る。)

⑭ 令和2年4月20日から令和2年5月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
----------------------	-------------	---	------------------------

0. 20%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 18%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%

(削る。)

⑮ 令和2年5月18日から令和2年6月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0. 20%	11年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	11年を超え	0. 17%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 19%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 20%	

(削る。)

	18年以下		
--	-------	--	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.20%	0.20%

⑯ 令和2年6月18日から令和2年7月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.20%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え 11年以下	0.17%	
	11年を超え 12年以下	0.18%	
	12年を超え 13年以下	0.19%	
	13年を超え 18年以下	0.20%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(削る。)

資金金利	軽減幅
0.20%	0.20%

⑰ 令和2年7月20日から令和2年8月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.30%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え 11年以下	0.17%	
	11年を超え 12年以下	0.18%	
	12年を超え 13年以下	0.20%	
	13年を超え 14年以下	0.22%	
	14年を超え 15年以下	0.24%	
	15年を超え 18年以下	0.30%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(削る。)

資金金利	軽減幅
0.30%	0.30%

⑱ 令和2年8月20日から令和2年9月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.30%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0.17%	
	11年以下	0.19%	
	11年を超え		
	12年以下	0.20%	
	12年を超え		
	13年以下	0.22%	
	13年を超え		
	14年以下	0.25%	
	14年を超え		
15年以下	0.30%		
15年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(削る。)

資金金利	軽減幅
0.30%	0.30%

⑨ 令和2年9月18日から令和2年10月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.30%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え 11年以下	0.17%	
	11年を超え 12年以下	0.19%	
	12年を超え 13年以下	0.21%	
	13年を超え 14年以下	0.23%	
	14年を超え 15年以下	0.25%	
	15年を超え 18年以下	0.30%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(削る。)

資金金利	軽減幅
0.30%	0.30%

⑳ 令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.30%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え 11年以下	0.17%	
	11年を超え 12年以下	0.18%	
	12年を超え 13年以下	0.20%	
	13年を超え 14年以下	0.22%	
	14年を超え 15年以下	0.24%	
	15年を超え 18年以下	0.30%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(削る。)

<u>資金金利</u>	<u>軽減幅</u>
<u>0. 3 0 %</u>	<u>0. 3 0 %</u>

② 令和2年11月18日から令和2年12月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0. 3 0 %</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 1 7 %</u>	
	<u>11年以下</u>	<u>0. 1 9 %</u>	
	<u>11年を超え</u>		
	<u>12年以下</u>	<u>0. 2 1 %</u>	
	<u>12年を超え</u>		
	<u>13年以下</u>	<u>0. 2 3 %</u>	
	<u>13年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>	<u>0. 2 5 %</u>	
	<u>14年を超え</u>		
<u>15年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u>		
<u>15年を超え</u>			
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資</u>	<u>実質負担利率の</u>
-------------	----------------

(削る。)

資金金利	軽減幅
0.30%	0.30%

② 令和2年12月18日から令和3年1月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.20%	10年以下	0.16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え 11年以下	0.17%	
	11年を超え 12年以下	0.18%	
	12年を超え 18年以下	0.20%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.20%	0.20%

(削る。)

③ 令和3年1月19日から令和3年2月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 20%	11年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	11年を超え	0. 17%	
	12年以下	0. 18%	
	12年を超え		
	13年以下	0. 20%	
13年を超え			
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 20%	0. 20%

(削る。)

⑭ 令和3年2月19日から令和3年3月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>

(削る。)

0. 30%	10年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 17%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 19%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 21%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 23%	
	14年以下		
	14年を超え	0. 25%	
	15年以下		
	15年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

②⑤ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

0. 30%	8年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 17%	
	9年以下		
	9年を超え	0. 19%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 21%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 23%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 25%	
13年以下			
13年を超え	0. 30%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

(削る。)

⑳ 令和3年4月1日から令和3年4月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	8年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 17%	
	9年以下		
	9年を超え	0. 19%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 21%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 23%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 25%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

⑳ 令和3年4月19日から令和3年5月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 18%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 19%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 21%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 23%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

㊸ 令和3年5月19日から令和3年6月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 18%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 22%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 24%	
	14年以下		
	14年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

⑳ 令和3年6月18日から令和3年7月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 19%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 22%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 24%	
14年以下			
14年を超え	0. 30%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

(削る。)

③⑩ 令和3年7月19日から令和3年8月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 18%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 22%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 24%	
	14年以下		
	14年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

③① 令和3年8月19日から令和3年9月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 20%	10年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 17%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 18%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 19%	
	13年以下		
13年を超え	0. 20%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%

⑳ 令和3年9月21日から令和3年10月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 20%	10年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 17%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 18%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 20%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 20%	0. 20%

③ 令和3年10月18日から令和3年11月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 18%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	

(削る。)

	12年以下		
	12年を超え	0. 2 1 %	
	13年以下		
	13年を超え	0. 2 3 %	
	14年以下		
	14年を超え	0. 2 5 %	
	15年以下		
	15年を超え	0. 3 0 %	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 3 0 %	0. 3 0 %

③④ 令和3年11月18日から令和3年12月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

0. 30%	8年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 17%	
	9年以下		
	9年を超え	0. 18%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 20%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 22%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 24%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

(削る。)

③⑤ 令和3年12月20日から令和4年1月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 19%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 21%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 23%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 30%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

③⑥ 令和4年1月20日から令和4年2月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	9年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 17%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 19%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 20%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 23%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 25%	
14年以下			
14年を超え	0. 30%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

③7 令和4年2月21日から令和4年3月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 30%	8年以下	0. 16%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 18%	
	9年以下		
	9年を超え	0. 20%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 22%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 24%	
	12年以下		
12年を超え	0. 30%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 30%	0. 30%

⑳ 令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

<u>0. 50%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 17%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 18%</u>	
	<u>6年以下</u>		
	<u>6年を超え</u>	<u>0. 20%</u>	
	<u>7年以下</u>		
	<u>7年を超え</u>	<u>0. 21%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 23%</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>0. 25%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 35%</u>	
	<u>13年以下</u>		
<u>13年を超え</u>	<u>0. 45%</u>		
<u>16年以下</u>			
<u>16年を超え</u>	<u>0. 50%</u>		
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 30%</u>	<u>0. 30%</u>

(削る。)

③⑨ 令和4年4月1日から令和4年4月17日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0. 50%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 17%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 18%</u>	
	<u>6年以下</u>	<u>0. 20%</u>	
	<u>6年を超え</u>		
	<u>7年以下</u>	<u>0. 21%</u>	
	<u>7年を超え</u>		
	<u>8年以下</u>	<u>0. 23%</u>	
	<u>8年を超え</u>		
	<u>9年以下</u>	<u>0. 25%</u>	
	<u>9年を超え</u>		
	<u>10年以下</u>	<u>0. 35%</u>	
	<u>10年を超え</u>		
<u>13年以下</u>	<u>0. 45%</u>		
<u>13年を超え</u>			
<u>16年以下</u>	<u>0. 50%</u>		
<u>16年を超え</u>			
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 30%</u>	<u>0. 30%</u>

(削る。)

④ 令和4年4月18日から令和4年5月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.50%	5年以下	0.18%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え	0.20%	
	6年以下	0.21%	
	6年を超え		
	7年以下	0.24%	
	7年を超え		
	8年以下	0.35%	
	8年を超え		
	12年以下	0.45%	
	12年を超え		
15年以下	0.50%		
15年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.50%	0.50%

(削る。)

④ 令和4年5月18日から令和4年6月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.25%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>8年を超え</u>	<u>0.35%</u>	
	<u>11年以下</u>	<u>0.45%</u>	
	<u>11年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>		
<u>14年を超え</u>	<u>0.50%</u>		
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

(削る。)

⑤ 令和4年6月20日から令和4年7月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0. 5 0 %</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 1 6 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 1 7 %</u>	
	<u>6年以下</u>		
	<u>6年を超え</u>	<u>0. 1 8 %</u>	
	<u>7年以下</u>		
	<u>7年を超え</u>	<u>0. 2 0 %</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 2 3 %</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>0. 2 5 %</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 3 5 %</u>	
<u>13年以下</u>			
<u>13年を超え</u>	<u>0. 4 5 %</u>		
<u>16年以下</u>			
<u>16年を超え</u>	<u>0. 5 0 %</u>		
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 5 0 %</u>	<u>0. 5 0 %</u>

(削る。)

④③ 令和4年7月19日から令和4年8月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.60%</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.25%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>8年を超え</u>	<u>0.35%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>0.45%</u>	
	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>	<u>0.55%</u>	
	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>0.60%</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.60%</u>	<u>0.60%</u>

(削る。)

④④ 令和4年8月19日から令和4年9月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 5 0 %	8年以下	0. 2 0 %	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	8年を超え	0. 2 2 %	
	9年以下		
	9年を超え	0. 2 4 %	
	10年以下		
	10年を超え	0. 3 5 %	
	13年以下		
	13年を超え	0. 4 5 %	
	15年以下		
	15年を超え	0. 5 0 %	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 5 0 %	0. 5 0 %

(削る。)

- ④⑤ 令和4年9月20日から令和4年10月19日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0.60%	7年以下	0.20%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	7年を超え	0.24%	
	8年以下	0.35%	
	8年を超え		
	12年以下	0.45%	
	12年を超え		
	14年以下	0.55%	
	14年を超え		
17年以下	0.60%		
17年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0.60%	0.60%

(削る。)

- ④ 令和4年10月20日から令和4年11月17日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 7 0 %	<u>7年以下</u>	<u>0. 3 0 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>7年を超え</u>	<u>0. 3 5 %</u>	
	<u>10年以下</u>	<u>0. 4 5 %</u>	
	<u>10年を超え</u>		
	<u>12年以下</u>	<u>0. 5 5 %</u>	
	<u>12年を超え</u>		
	<u>15年以下</u>	<u>0. 6 5 %</u>	
	<u>15年を超え</u>		
<u>17年以下</u>	<u>0. 7 0 %</u>		
<u>17年を超え</u>			
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 7 0 %</u>	<u>0. 7 0 %</u>

(削る。)

- ④⑦ 令和4年11月18日から令和4年12月18日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 8 0 %	9年以下	0. 3 5 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え	0. 4 5 %	
	11年以下	0. 5 5 %	
	11年を超え		
	13年以下	0. 6 5 %	
	13年を超え		
	15年以下	0. 7 5 %	
	15年を超え		
17年以下	0. 8 0 %		
17年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 8 0 %	0. 8 0 %

(削る。)

- ④ 令和4年12月19日から令和5年1月18日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 7 0 %	8年以下	0. 3 0 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 3 5 %	
	11年以下		
	11年を超え	0. 4 5 %	
	13年以下		
	13年を超え	0. 5 5 %	
	15年以下		
	15年を超え	0. 6 5 %	
	17年以下		
	17年を超え	0. 7 0 %	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 7 0 %	0. 7 0 %

(削る。)

- ④ 令和5年1月19日から令和5年2月19日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 8 0 %	6年以下	0. 4 0 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	0. 4 5 %	
	9年以下		
	9年を超え	0. 5 5 %	
	12年以下		
	12年を超え	0. 6 5 %	
	14年以下		
	14年を超え	0. 7 5 %	
16年以下			
16年を超え	0. 8 0 %		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 8 0 %	0. 8 0 %

(削る。)

- ⑤⑩ 令和5年2月20日から令和5年3月19日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
0. 9 0 %	12年以下	0. 6 0 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	12年を超え	0. 6 5 %	
	13年以下	0. 7 5 %	
	13年を超え		
	15年以下	0. 8 5 %	
	15年を超え		
	17年以下	0. 9 0 %	
17年を超え			
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
0. 9 0 %	0. 9 0 %

⑤ 令和5年3月20日から令和5年3月31日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>

(削る。)

(削る。)

1. 0 0 %	10年以下	0. 5 5 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 6 5 %	
	11年以下		
	11年を超え	0. 7 5 %	
	13年以下		
	13年を超え	0. 8 5 %	
	15年以下		
	15年を超え	0. 9 5 %	
	17年以下		
	17年を超え	1. 0 0 %	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 0 0 %	1. 0 0 %

㊦ 令和5年4月1日から令和5年4月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

1. 00%	10年以下	0. 55%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 65%	
	11年以下		
	11年を超え	0. 75%	
	13年以下		
	13年を超え	0. 85%	
	15年以下		
	15年を超え	0. 95%	
	17年以下		
17年を超え	1. 00%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 00%	1. 00%

㊦ 令和5年4月19日から令和5年5月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

0. 70%	12年以下	0. 45%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	12年を超え	0. 55%	
	14年以下		
	14年を超え	0. 65%	
	16年以下		
	16年を超え	0. 70%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 70%	0. 70%

㊦ 令和5年5月18日から令和5年6月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0. 80%	8年以下	0. 35%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 45%	
	10年以下		
	10年を超え	0. 55%	
	12年以下		
	12年を超え	0. 65%	

(削る。)

	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>	<u>0.75%</u>	
	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>0.80%</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.80%</u>	<u>0.80%</u>

㊦ 令和5年6月19日から令和5年7月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>6年以下</u>	<u>0.30%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>6年を超え</u>	<u>0.35%</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>0.45%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>0.55%</u>	
	<u>13年以下</u>		
	<u>13年を超え</u>	<u>0.65%</u>	

(削る。)

	<u>15年以下</u>	<u>0.70%</u>	
	<u>15年を超え</u>		
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

㊦ 令和5年7月20日から令和5年8月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.30%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>8年を超え</u>	<u>0.35%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0.45%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>0.55%</u>	
	<u>15年以下</u>		
	<u>15年を超え</u>	<u>0.65%</u>	
	<u>17年以下</u>		
	<u>17年を超え</u>	<u>0.70%</u>	

(削る。)

	18年以下		
--	-------	--	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.70%	0.70%

⑦ 令和5年8月21日から令和5年9月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
0.80%	6年以下	0.30%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え 9年以下	0.35%	
	9年を超え 11年以下	0.45%	
	11年を超え 13年以下	0.55%	
	13年を超え 15年以下	0.65%	
	15年を超え 17年以下	0.75%	
	17年を超え	0.80%	

(削る。)

	18年以下		
--	-------	--	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.80%	0.80%

㊦ 令和5年9月19日から令和5年10月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1.00%	8年以下	0.45%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え 10年以下	0.55%	
	10年を超え 11年以下	0.65%	
	11年を超え 13年以下	0.75%	
	13年を超え 15年以下	0.85%	
	15年を超え 17年以下	0.95%	
	17年を超え	1.00%	

(削る。)

	18年以下		
--	-------	--	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1.00%	1.00%

㊦ 令和5年10月19日から令和5年11月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1.10%	9年以下	0.55%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	9年を超え 10年以下	0.65%	
	10年を超え 12年以下	0.75%	
	12年を超え 14年以下	0.85%	
	14年を超え 16年以下	0.95%	
	16年を超え 18年以下	1.05%	

(削る。)

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>1. 10%</u>

㊦ 令和5年11月20日から令和5年12月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 20%</u>	<u>9年以下</u>	<u>0. 65%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>9年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>10年以下</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>10年を超え</u>		
	<u>12年以下</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>12年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>14年を超え</u>		
	<u>15年以下</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>15年を超え</u>		
<u>17年以下</u>	<u>1. 20%</u>		
<u>17年を超え</u>			
	<u>18年以下</u>		

(削る。)

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 20%</u>	<u>1. 20%</u>

㊦ 令和5年12月18日から令和6年1月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>10年以下</u>	<u>0. 70%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>10年を超え 11年以下</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>11年を超え 13年以下</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>13年を超え 15年以下</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>15年を超え 17年以下</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>17年を超え 18年以下</u>	<u>1. 10%</u>	

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資</u>	<u>実質負担利率の</u>
-------------	----------------

(削る。)

資金金利	軽減幅
1. 10%	1. 10%

㊦ 令和6年1月18日から令和6年2月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 00%	10年以下	0. 60%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	10年を超え	0. 65%	
	12年以下	0. 75%	
	12年を超え		
	13年以下	0. 85%	
	13年を超え		
	15年以下	0. 95%	
	15年を超え		
	17年以下	1. 00%	
17年を超え			
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 00%	1. 00%

(削る。)

㊦ 令和6年2月20日から令和6年3月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
1. 10%	7年以下	0.50%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	7年を超え	0.55%	
	9年以下		
	9年を超え	0.65%	
	10年以下		
	10年を超え	0.75%	
	12年以下		
	12年を超え	0.85%	
	14年以下		
	14年を超え	0.95%	
	15年以下		
15年を超え	1.05%		
17年以下			
17年を超え	1.10%		
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資</u>	<u>実質負担利率の</u>
-------------	----------------

(削る。)

<u>資金金利</u>	<u>軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>1. 10%</u>

㊦ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>8年以下</u>	<u>0. 60%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 65%</u>	
	<u>10年以下</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>10年を超え</u>		
	<u>12年以下</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>12年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>14年を超え</u>		
	<u>16年以下</u>	<u>1. 05%</u>	
<u>16年を超え</u>			
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>1. 10%</u>

(削る。)

㉔ 令和6年4月1日から令和6年4月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>8年以下</u>	<u>0. 60%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 65%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>1. 10%</u>

(削る。)

㉕ 令和6年4月18日から令和6年5月19日までの間に融

通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 10%	8年以下	0. 55%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え	0. 65%	
	10年以下	0. 75%	
	10年を超え		
	11年以下	0. 85%	
	11年を超え		
	13年以下	0. 95%	
	13年を超え		
	15年以下	1. 05%	
	15年を超え		
17年以下	1. 10%		
17年を超え			
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 10%	1. 10%

(削る。)

㊦ 令和6年5月20日から令和6年6月18日までの間に融

通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 20%	5年以下	0.60%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え	0.65%	
	7年以下	0.75%	
	7年を超え		
	9年以下	0.85%	
	9年を超え		
	11年以下	0.95%	
	11年を超え		
	13年以下	1.05%	
	13年を超え		
15年以下	1.15%		
15年を超え			
16年以下	1.20%		
16年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 20%	1. 20%

(削る。)

㊦ 令和6年6月19日から令和6年7月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>7年以下</u>		
	<u>7年を超え</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>	<u>1. 25%</u>	
<u>16年以下</u>			
<u>16年を超え</u>	<u>1. 35%</u>		
<u>17年以下</u>			
<u>17年を超え</u>	<u>1. 40%</u>		
<u>18年以下</u>			

(削る。)

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

㊦ 令和6年7月19日から令和6年8月19日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>6年以下</u>	<u>0. 70%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>6年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>8年以下</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>8年を超え</u>		
	<u>10年以下</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>10年を超え</u>		
	<u>11年以下</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>11年を超え</u>		
	<u>13年以下</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>13年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>	<u>1. 25%</u>	
	<u>14年を超え</u>		
<u>16年以下</u>	<u>1. 35%</u>		
<u>16年を超え</u>			

(削る。)

	18年以下		
--	-------	--	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1.40%	1.40%

⑩ 令和6年8月20日から令和6年9月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1.40%	5年以下	0.70%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え 7年以下	0.75%	
	7年を超え 8年以下	0.85%	
	8年を超え 10年以下	0.95%	
	10年を超え 12年以下	1.05%	
	12年を超え 13年以下	1.15%	
	13年を超え	1.25%	

(削る。)

	<u>15年以下</u>		
	<u>15年を超え</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>1. 40%</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

① 令和6年9月19日から令和6年10月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 20%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 60%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 65%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>0. 95%</u>	

(削る。)

	13年以下		
	13年を超え	1. 0 5 %	
	15年以下		
	15年を超え	1. 1 5 %	
	17年以下		
	17年を超え	1. 2 0 %	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 2 0 %	1. 2 0 %

⑦ 令和6年10月21日から令和6年11月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 2 0 %	5年以下	0. 6 0 %	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え	0. 6 5 %	
	8年以下		
	8年を超え	0. 7 5 %	
	10年以下		
	10年を超え	0. 8 5 %	

(削る。)

	12年以下		
	12年を超え	0.95%	
	13年以下		
	13年を超え	1.05%	
	15年以下		
	15年を超え	1.15%	
	17年以下		
	17年を超え	1.20%	
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1.20%	1.20%

③ 令和6年11月18日から令和6年12月17日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

<u>1. 30%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 65%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>0. 75%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>0. 85%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>13年以下</u>		
	<u>13年を超え</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>15年以下</u>		
	<u>15年を超え</u>	<u>1. 25%</u>	
<u>16年以下</u>			
<u>16年を超え</u>	<u>1. 30%</u>		
<u>18年以下</u>			

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 30%</u>	<u>1. 30%</u>

㊤ 令和6年12月18日から令和7年1月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

(削る。)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 40%	7年以下	0. 85%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	7年を超え	0. 95%	
	9年以下		
	9年を超え	1. 05%	
	11年以下		
	11年を超え	1. 15%	
	13年以下		
	13年を超え	1. 25%	
	14年以下		
	14年を超え	1. 35%	
16年以下			
16年を超え	1. 40%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 40%	1. 40%

(削る。)

- ⑥ 令和7年1月21日から令和7年2月19日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
1. 40%	<u>7年以下</u>	<u>0. 85%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>7年を超え</u>	<u>0. 95%</u>	
	<u>9年以下</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>9年を超え</u>		
	<u>11年以下</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>11年を超え</u>		
	<u>13年以下</u>	<u>1. 25%</u>	
	<u>13年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>14年を超え</u>		
<u>16年以下</u>	<u>1. 40%</u>		
<u>16年を超え</u>			
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

(削る。)

⑥ 令和7年2月20日から令和7年3月18日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 50%	5年以下	0. 95%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え	1. 05%	
	8年以下		
	8年を超え	1. 15%	
	10年以下		
	10年を超え	1. 25%	
	12年以下		
	12年を超え	1. 35%	
	14年以下		
	14年を超え	1. 45%	
16年以下			
16年を超え	1. 50%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 50%	1. 50%

(削る。)

- ⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融  
通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 70%	6年以下	1. 15%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	1. 25%	
	8年以下	1. 35%	
	8年を超え		
	10年以下	1. 45%	
	10年を超え		
	12年以下	1. 55%	
	12年を超え		
	14年以下	1. 65%	
	14年を超え		
16年以下	1. 70%		
16年を超え			
	18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 70%	1. 70%

b 令和7年度に融通されたもの

- ① 令和7年4月1日から令和7年4月17日までの間に融通されたもの

(新設)

- ⑧ 令和7年4月1日から令和7年4月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

(削る。)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
--------------	----------------

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 70%	6年以下	1. 15%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	1. 25%	
	8年以下		
	8年を超え	1. 35%	
	10年以下		
	10年を超え	1. 45%	
	12年以下		
	12年を超え	1. 55%	
	14年以下		
	14年を超え	1. 65%	
16年以下			
16年を超え	1. 70%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 70%	1. 70%

(新設)

<u>1. 70%</u>	<u>1. 70%</u>
---------------	---------------

② 令和7年4月18日から令和7年5月18日までの間に融通されたもの  
(削る。)

(削る。)

⑨ 令和7年4月18日から令和7年5月18日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 90%</u>	<u>6年以下</u>	<u>1. 25%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>6年を超え</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>1. 45%</u>	
	<u>10年以下</u>		
	<u>10年を超え</u>	<u>1. 55%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>1. 65%</u>	
	<u>13年以下</u>		
	<u>13年を超え</u>	<u>1. 75%</u>	
	<u>15年以下</u>		
	<u>15年を超え</u>	<u>1. 85%</u>	
<u>17年以下</u>			
<u>17年を超え</u>	<u>1. 90%</u>		
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 90%</u>	<u>1. 90%</u>

③ 令和7年5月19日から令和7年6月17日までの間に融通されたもの  
(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 90%</u>	<u>1. 90%</u>

(新設)

④ 令和7年5月19日から令和7年6月17日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>1. 80%</u>	<u>5年以下</u>	<u>0. 95%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>1. 05%</u>	
	<u>7年以下</u>	<u>1. 15%</u>	
	<u>7年を超え</u>		
	<u>9年以下</u>	<u>1. 25%</u>	
	<u>9年を超え</u>		
	<u>11年以下</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>11年を超え</u>		
<u>12年以下</u>	<u>1. 45%</u>		
<u>12年を超え</u>			

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 80%</u>	<u>1. 80%</u>

④ 令和7年6月18日から令和7年7月17日までの間に融されたもの

(削る。)

<u>13年以下</u>		
<u>13年を超え</u>	<u>1. 55%</u>	
<u>15年以下</u>		
<u>15年を超え</u>	<u>1. 65%</u>	
<u>16年以下</u>		
<u>16年を超え</u>	<u>1. 75%</u>	
<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 80%</u>	<u>1. 80%</u>

(新設)

⑤ 令和7年6月18日から令和7年7月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>2. 00%</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 05%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>1. 15%</u>	

(削る。)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.00%	2.00%

7年以下		金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
7年を超え	1.25%	
9年以下		
9年を超え	1.35%	
10年以下		
10年を超え	1.45%	
11年以下		
11年を超え	1.55%	
13年以下		
13年を超え	1.65%	
14年以下		
14年を超え	1.75%	
15年以下		
15年を超え	1.85%	
17年以下		
17年を超え	1.95%	
18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.00%	2.00%

(新設)

⑤ 令和7年7月18日から令和7年8月18日までの間に融通されたもの  
(削る。)

⑥ 令和7年7月18日から令和7年8月18日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 90%	6年以下	1. 05%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	1. 15%	
	8年以下	1. 25%	
	8年を超え		
	9年以下	1. 35%	
	9年を超え		
	11年以下	1. 45%	
	11年を超え		
	12年以下	1. 55%	
	12年を超え		
	13年以下	1. 65%	
	13年を超え		
	15年以下	1. 75%	
15年を超え			
16年以下	1. 85%		
16年を超え			
18年以下			

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 9 0 %</u>	<u>1. 9 0 %</u>

⑥ 令和7年8月19日から令和7年9月18日までの間に融通されたもの

(削る。)

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 9 0 %</u>	<u>1. 9 0 %</u>

(新設)

⑧ 令和7年8月19日から令和7年9月18日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>2. 0 0 %</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 1 5 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え 6年以下</u>	<u>1. 2 5 %</u>	
	<u>6年を超え 8年以下</u>	<u>1. 3 5 %</u>	
	<u>8年を超え 10年以下</u>	<u>1. 4 5 %</u>	
	<u>10年を超え 11年以下</u>	<u>1. 5 5 %</u>	
	<u>11年を超え</u>	<u>1. 6 5 %</u>	

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2.00%</u>	<u>2.00%</u>

(削る。)

<u>13年以下</u>		
<u>13年を超え</u>	<u>1.75%</u>	
<u>14年以下</u>		
<u>14年を超え</u>	<u>1.85%</u>	
<u>15年以下</u>		
<u>15年を超え</u>	<u>1.95%</u>	
<u>17年以下</u>		
<u>17年を超え</u>	<u>2.00%</u>	
<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2.00%</u>	<u>2.00%</u>

(新設)

㊦ 令和7年9月19日から令和7年10月20日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
----------------------	-------------	---	------------------------

<u>2. 10%</u>	<u>6年以下</u>	<u>1. 25%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>6年を超え</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>1. 45%</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>1. 55%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>1. 65%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>1. 75%</u>	
	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>	<u>1. 85%</u>	
	<u>15年以下</u>		
	<u>15年を超え</u>	<u>1. 95%</u>	
	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>2. 05%</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 10%</u>	<u>2. 00%</u>

(削る。)

㊦ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融  
通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
2. 10%	5年以下	1. 25%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	5年を超え	1. 35%	
	7年以下		
	7年を超え	1. 45%	
	8年以下		
	8年を超え	1. 55%	
	10年以下		
	10年を超え	1. 65%	
	12年以下		
	12年を超え	1. 75%	
	13年以下		
	13年を超え	1. 85%	
	15年以下		
	15年を超え	1. 95%	
16年以下			
16年を超え	2. 05%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
--------------	----------------

(削る。)

<u>2. 10%</u>	<u>2. 00%</u>
---------------	---------------

㊦ 令和7年11月19日から令和7年12月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>2. 10%</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 25%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>1. 35%</u>	
	<u>7年以下</u>	<u>1. 45%</u>	
	<u>7年を超え</u>	<u>1. 55%</u>	
	<u>8年以下</u>	<u>1. 65%</u>	
	<u>8年を超え</u>	<u>1. 75%</u>	
	<u>10年以下</u>	<u>1. 85%</u>	
	<u>10年を超え</u>	<u>1. 95%</u>	
	<u>11年以下</u>	<u>2. 05%</u>	
	<u>11年を超え</u>		
	<u>13年以下</u>		
	<u>13年を超え</u>		
	<u>14年以下</u>		
	<u>14年を超え</u>		
<u>16年以下</u>			
<u>16年を超え</u>			
<u>17年以下</u>			

	17年を超え 18年以下	2.10%	
--	-----------------	-------	--

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.10%	2.00%

(新設)

⑦ 令和7年9月19日から令和7年12月17日までの間に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.10%	2.00%

⑧ 令和7年12月18日から令和8年1月19日までの間に融通されたもの  
(削る。)

⑩ 令和7年12月18日から令和8年1月19日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
--------------	------	-------------------------------	----------------

(削る。)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

2. 20%	6年以下	1. 35%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	1. 45%	
	7年以下		
	7年を超え	1. 55%	
	8年以下		
	8年を超え	1. 65%	
	10年以下		
	10年を超え	1. 75%	
	11年以下		
	11年を超え	1. 85%	
	13年以下		
	13年を超え	1. 95%	
	14年以下		
	14年を超え	2. 05%	
16年以下			
16年を超え	2. 15%		
17年以下			
17年を超え	2. 20%		
18年以下			

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2. 20%	2. 00%

(新設)

<u>資金金利</u>	<u>軽減幅</u>
<u>2. 20%</u>	<u>2. 00%</u>

㊿ 令和8年1月20日から令和8年2月18日までの間に融通されたもの  
(削る。)

㊿ 令和8年1月20日から令和8年2月18日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>2. 50%</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 55%</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>1. 65%</u>	
	<u>7年以下</u>		
	<u>7年を超え</u>	<u>1. 75%</u>	
	<u>8年以下</u>		
	<u>8年を超え</u>	<u>1. 85%</u>	
	<u>9年以下</u>		
	<u>9年を超え</u>	<u>1. 95%</u>	
	<u>11年以下</u>		
	<u>11年を超え</u>	<u>2. 05%</u>	
	<u>12年以下</u>		
	<u>12年を超え</u>	<u>2. 15%</u>	
	<u>13年以下</u>		
	<u>13年を超え</u>	<u>2. 25%</u>	
<u>15年以下</u>			
<u>15年を超え</u>	<u>2. 35%</u>		

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 5 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

⑩ 令和8年2月19日から令和8年3月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

	<u>16年以下</u>		
	<u>16年を超え</u>	<u>2. 4 5 %</u>	
	<u>18年以下</u>		

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 5 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(新設)

㉑ 令和8年2月19日から令和8年3月17日までの間に融通されたもの

(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
<u>2. 7 0 %</u>	<u>5年以下</u>	<u>1. 6 5 %</u>	<u>農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準</u>
	<u>5年を超え</u>	<u>1. 7 5 %</u>	
	<u>6年以下</u>		
	<u>6年を超え</u>	<u>1. 8 5 %</u>	
	<u>7年以下</u>		
	<u>7年を超え</u>	<u>1. 9 5 %</u>	

(削る。)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.70%	2.00%

9年以下		
9年を超え	2.05%	
10年以下		
10年を超え	2.15%	
11年以下		
11年を超え	2.25%	
13年以下		
13年を超え	2.35%	
14年以下		
14年を超え	2.45%	
15年以下		
15年を超え	2.55%	
17年以下		
17年を超え	2.65%	
18年以下		

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
2.70%	2.00%

(新設)

⑪ 令和8年3月18日から令和8年3月31日までの間に融通されたもの  
(削る。)

⑩ 令和8年3月18日から令和8年3月31日までの間に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
2. 50%	6年以下	1. 65%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え	1. 75%	
	7年以下		
	7年を超え	1. 85%	
	8年以下		
	8年を超え	1. 95%	
	10年以下		
	10年を超え	2. 05%	
	11年以下		
	11年を超え	2. 15%	
	13年以下		
	13年を超え	2. 25%	
	14年以下		
	14年を超え	2. 35%	
16年以下			
16年を超え	2. 45%		
17年以下			
17年を超え	2. 50%		
	18年以下		

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 50%</u>	<u>2. 00%</u>

c 令和8年度に融通されたもの

① (略)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

a 令和元年度に融通されたもの

①～⑫ (略)

(削る。)

(削る。)

(農業経営復旧・復興対策)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 50%</u>	<u>2. 00%</u>

(新設)

(新設)

① (略)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

(新設)

①～⑫ (略)

⑬ 令和2年4月1日から令和2年4月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0. 10%</u>	<u>0. 10%</u>

⑭ 令和2年4月20日から令和2年5月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

⑮ 令和2年5月18日から令和2年6月17日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

⑯ 令和2年6月18日から令和2年7月19日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

⑰ 令和2年7月20日から令和2年8月19日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

⑱ 令和2年8月20日から令和2年9月17日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
----------------------	------------------------

<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>
--------------	--------------

(削る。)

⑱ 令和2年9月18日から令和2年10月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

⑳ 令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉑ 令和2年11月18日から令和2年12月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉒ 令和2年12月18日から令和3年1月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

⑳ 令和3年1月19日から令和3年2月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

㉑ 令和3年2月19日から令和3年3月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉒ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉓ 令和3年4月1日から令和3年4月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉔ 令和3年4月19日から令和3年5月18日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

⑳ 令和3年5月19日から令和3年6月17日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉑ 令和3年6月18日から令和3年7月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉒ 令和3年7月19日から令和3年8月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉓ 令和3年8月19日から令和3年9月20日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>
--------------	--------------

(削る。)

③② 令和3年9月21日から令和3年10月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.20%</u>	<u>0.20%</u>

(削る。)

③③ 令和3年10月18日から令和3年11月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

③④ 令和3年11月18日から令和3年12月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

③⑤ 令和3年12月20日から令和4年1月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

⑳ 令和4年1月20日から令和4年2月20日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉑ 令和4年2月21日から令和4年3月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.30%</u>	<u>0.30%</u>

(削る。)

㉒ 令和4年3月18日から令和4年3月31日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

(削る。)

㉓ 令和4年4月1日から令和4年4月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

(削る。)

㉔ 令和4年4月18日から令和4年5月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

⑪ 令和4年5月18日から令和4年6月19日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

(削る。)

⑫ 令和4年6月20日から令和4年7月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>

(削る。)

⑬ 令和4年7月19日から令和4年8月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.60%</u>	<u>0.60%</u>

(削る。)

⑭ 令和4年8月19日から令和4年9月19日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>

<u>0.50%</u>	<u>0.50%</u>
--------------	--------------

(削る。)

④⑤ 令和4年9月20日から令和4年10月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.60%</u>	<u>0.60%</u>

(削る。)

④⑥ 令和4年10月20日から令和4年11月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

(削る。)

④⑦ 令和4年11月18日から令和4年12月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.80%</u>	<u>0.80%</u>

(削る。)

④⑧ 令和4年12月19日から令和5年1月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

(削る。)

④⑨ 令和5年1月19日から令和5年2月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.80%</u>	<u>0.80%</u>

(削る。)

⑤⑩ 令和5年2月20日から令和5年3月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.90%</u>	<u>0.90%</u>

(削る。)

⑥⑪ 令和5年3月20日から令和5年3月31日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.00%</u>	<u>1.00%</u>

(削る。)

⑦⑫ 令和5年4月1日から令和5年4月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.00%</u>	<u>1.00%</u>

(削る。)

⑧⑬ 令和5年4月19日から令和5年5月17日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

㉔ 令和5年5月18日から令和5年6月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.80%</u>	<u>0.80%</u>

(削る。)

㉕ 令和5年6月19日から令和5年7月19日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

(削る。)

㉖ 令和5年7月20日から令和5年8月20日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>0.70%</u>	<u>0.70%</u>

(削る。)

㉗ 令和5年8月21日から令和5年9月18日までの間に融  
通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>

<u>0.80%</u>	<u>0.80%</u>
--------------	--------------

(削る。)

㉞ 令和5年9月19日から令和5年10月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.00%</u>	<u>1.00%</u>

(削る。)

㉟ 令和5年10月19日から令和5年11月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(削る。)

㊱ 令和5年11月20日から令和5年12月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.20%</u>	<u>1.20%</u>

(削る。)

㊲ 令和5年12月18日から令和6年1月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(削る。)

㉔ 令和6年1月18日から令和6年2月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.00%</u>	<u>1.00%</u>

(削る。)

㉕ 令和6年2月20日から令和6年3月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(削る。)

㉖ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(削る。)

㉗ 令和6年4月1日から令和6年4月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(削る。)

㉘ 令和6年4月18日から令和6年5月19日までの間に融通されたもの

(削る。)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 10%</u>	<u>1. 10%</u>

㉞ 令和6年5月20日から令和6年6月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 20%</u>	<u>1. 20%</u>

(削る。)

㉟ 令和6年6月19日から令和6年7月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

(削る。)

㊱ 令和6年7月19日から令和6年8月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

(削る。)

㊲ 令和6年8月20日から令和6年9月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
----------------------	------------------------

(削る。)

<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>
---------------	---------------

㉑ 令和6年9月19日から令和6年10月20日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 30%</u>	<u>1. 30%</u>

(削る。)

㉒ 令和6年10月21日から令和6年11月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 20%</u>	<u>1. 20%</u>

(削る。)

㉓ 令和6年11月18日から令和6年12月17日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 30%</u>	<u>1. 30%</u>

(削る。)

㉔ 令和6年12月18日から令和7年1月20日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1. 40%</u>	<u>1. 40%</u>

(削る。)

(削る。)

(削る。)

b 令和7年度に融通されたもの

①～⑥ (略)

⑦ 令和7年9月19日から令和7年12月17日までの間に融通されたもの

(略)

(削る。)

⑮ 令和7年1月21日から令和7年2月19日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.40%</u>	<u>1.40%</u>

⑯ 令和7年2月20日から令和7年3月18日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.50%</u>	<u>1.50%</u>

⑰ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.70%</u>	<u>1.70%</u>

(新設)

⑳～㉓ (略)

㉔ 令和7年9月19日から令和7年10月21日までの間に融通されたもの

(略)

㉕ 令和7年10月21日から令和7年11月18日までの間に融

(削る。)

⑧～⑪ (略)

c 令和8年度に融通されたもの

① (略)

(注)

1・2 (略)

附 則

この通知は、令和8年4月24日から施行する。

通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

㊦ 令和7年11月19日から令和7年12月17日までの間に融

通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2. 1 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

㊧～㊨ (略)

(新設)

㊩ (略)

(注)

1・2 (略)